

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月29日

独立行政法人 国民生活センター

理事長 山田 昭典

(公印省略)

記

1. 競争入札に付する事項

令和6年度独立行政法人国民生活センター コピー用紙(再生紙)の購入 一式

2. 競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人 国民生活センター会計規程細則第14条に基づき、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人 国民生活センター会計規程細則第15条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度における国又は地方公共団体の定める競争参加資格のうち、「物品の製造」又は「物品の販売」に関する関東・甲信越地域における資格を有している者、又は、当該競争参加資格を有していない者で入札執行までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者で上記の要件を満たしている者であること。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者であっても、手続開始の決定がなされた後において国及び地方公共団体の定める競争参加資格の再認定を受けている者は競争に参加できるものとする。
- (5) 当該入札への参加申込みを行い、入札説明書の交付を受けている者であること。

3. 契約条項を示す場所及び入札参加申込み方法

〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22 総務部 会計課 電話 03-3443-1201、ファクシミリ 03-3443-6156

電子メール kaikeika@post.kokusen.go.jp

入札に参加を希望する者は、別紙「入札参加申込書」を令和6年3月14日(木)16:00までに上記に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール送信のいずれかの方法で提出すること(必着)。

持参の場合の受付時間: 平日 9:30~12:00、13:30~17:00

入札説明書類は、「入札参加申込書」を受領した後、当センターから交付する。

4. 入札事項等説明会 実施しない。

5. 競争入札執行の日時及び場所

令和6年3月22日(金) 16:00

東京都港区高輪3-13-22 独立行政法人 国民生活センター東京事務所 2階大会議室

6. 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8. 入札保証金及び契約保証金 免除

9. 契約書作成の要否 要

(別紙)

独立行政法人国民生活センター
総務部会計課 宛

入札参加申込書

(令和6年度独立行政法人国民生活センター コピー用紙(再生紙)の購入 一式)

申込日 令和 年 月 日

会社名	
所在地	〒
代表者名	
担当者名	
電話番号	() -
FAX番号	() -
電子メールアドレス	

1. 入札参加申込書の提出方法及び提出先

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール送信のいずれかの方法で下記にご提出下さい。

独立行政法人国民生活センター 総務部会計課

〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22

電話：03-3443-1201 FAX：03-3443-6156

電子メール kaikeika@post.kokusen.go.jp

注) ファクシミリ、又は電子メール送信による場合は、送信した旨を電話連絡すること。

2. 入札説明書類の交付

入札参加申込書受領後、本入札に必要な書類を交付いたします。

(1) 持参の場合：その場で入札説明書類をお渡しします。

(2) 郵送、ファクシミリ又は電子メール送信の場合：電子メール又はファクシミリでお送りします。

ご希望の受領方法 (いずれかに○印を付与して下さい。)

電子メール ・ ファクシミリ

3. 入札参加申込書の提出期限

令和6年3月14日(木) 16:00(必着)